

特定施設の整備基準

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
		医療施設	薬局	興行施設	集会場	展示施設	物品販売業を営む店舗	卸売市場	宿泊施設	社会福祉施設等	体育施設	遊興施設	文化施設	公衆浴場	飲食店	理容所及び美容所	金融機関等の施設	通信施設	公共交通機関の施設	サービス業を営む店舗等	公衆便所	駐車場	官公庁の施設	事務所	火葬場	学校等	共同住宅	工場等	観光施設	公共用歩廊	複合施設			
		病院・診療所	薬局	劇場・映画館・観覧場及び演芸場等	公民館・冠婚葬祭施設・研修施設	展示場・資料館等	百貨店・マーケット等物品販売業を営む店舗・給油取扱所	卸売市場	旅館業(下宿営業を除く)の施設	老人福祉施設・有料老人ホーム・障害者支援施設・児童福祉施設・隣保館等	体育館・水泳場・ボウリング場・ゴルフ場・スケート場及びスポーツの練習場等	ばちんこ屋・カラオケボックス等	図書館・博物館等	公衆浴場	食堂・レストラン・喫茶店等飲食業を営む店舗	理容所・美容所	各種金融機関の事務所若しくは営業所	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所若しくは営業所	鉄道の旅客駅・港湾旅客施設・バスターミナル	質屋・クリーニング所・貸衣装屋・旅行代理店・飼育動物診療施設・学習塾等	公衆便所	一般の用に供する自動車駐車施設	国・地方公共団体・土地開発公社・観光開発公社	事務所(他の項に掲げる施設に該当するものを除く)	火葬場	学校・専修学校・各種学校自動車教習所・公共職業能力開発施設等	共同住宅・寄宿舍等	工場・研究所等	観光案内所・その他の観光施設	公共用歩廊	1から29までに掲げる施設が複合的に存在する施設			
特別特定施設の規模要件(単位:㎡)			0	100	500	0	1000	300	500	0	500	500	0	0	300	50	0	0	0	100	0	500	0	1000	0	0	30戸 30室	3000	0	0	0	1000		
項目	整備基準																																	
廊下等	1 滑りにくい材料による表面の仕上げ																																	
	2 点状ブロック等の敷設																											1						
階段	1 手すりの設置																																	
	2 滑りにくい材料による表面の仕上げ																																	
	3 識別しやすい段の色																																	
	4 つまぎにくい構造																																	
	5 点状ブロック等の敷設																												1					
	6 主たる階段における回り階段の禁止																																	
傾斜路	1 手すりの設置																																	
	2 滑りにくい材料による表面の仕上げ																																	
	3 識別しやすい路面の色																																	
	4 両側に5cm以上の側壁等の設置																																	
	5 点状ブロック等の敷設																											1						
便所	1 (1) 十分な空間の確保																																	
	(2) 腰掛便座及び手すり等の設置																																	
	2 車いす使用者用便所を設置した旨の表示																																	
	3 (1) 高さ																																	
	(2) 操作が容易な給水栓等の設置																																	
	4 床置き式小便器及び手すりの設置																																	
	5 乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示																																	
6 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示																																		
7 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示																																		

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29									
		医療施設	薬局	興行施設	集会場	展示施設	物品販売業を営む店舗	卸売市場	宿泊施設	社会福祉施設等	体育施設	遊興施設	文化施設	公衆浴場	飲食店	理容所及び美容所	金融機関等の施設	通信施設	公共交通機関間の施設	サービス業を営む店舗等	公衆便所	駐車場	官公庁の施設	事務所	火葬場	学校等	共同住宅	工場等	観光施設	公共用歩廊	複合施設								
		病院・診療所	薬局	劇場・映画館・観覧場及び演芸場等	公民館・冠婚葬祭施設・研修施設	展示場・資料館等	百貨店・マーケット等物品販売業を営む店舗・給油取扱所	卸売市場	旅館業（下宿営業を除く）の施設	老人福祉施設・有料老人ホーム・障害者支援施設・児童福祉施設・隣保館等	体育館・水泳場・ボウリング場・ゴルフ場・スケート場及びスポーツの練習場等	ばちんこ屋・カラオケボックス等	図書館・博物館等	公衆浴場	食堂・レストラン・喫茶店等飲食業を営む店舗	理容所・美容所	各種金融機関の事務所若しくは営業所	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所若しくは営業所	鉄道の旅客駅・港湾旅客施設・バスターミナル	質屋・クリーニング所・貸衣装屋・旅行代理店・飼育動物診療施設・学習塾等	公衆便所	一般の用に供する自動車駐車施設	国・地方公共団体・土地開発公社・観光開発公社	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く）	火葬場	学校・専修学校・各種学校自動車教習所・公共職業能力開発施設等	共同住宅・寄宿舍等	工場・研究所等	観光案内所・その他の観光施設	公共用歩廊	1から29までに掲げる施設が複合的に存在する施設								
		特別特定施設の規模要件(単位:㎡)																																					
		0	100	500	0	1000	300	500	0	500	500	0	0	300	50	0	0	0	100	0	500	0	1000	0	0	30戸 30室	3000	0	0	1000									
項目	整備基準																																						
駐車場	1 車いす使用者用駐車施設の設置																																						
	2 構造	(1) 幅350cm以上																																					
		(2) 見やすい方法による表示																																					
		(3) 出入口に近い位置への設置																																					
敷地内の通路	1 滑りにくい材料による路面の仕上げ																																						
	2 段	(1) 手すりの設置																																					
		(2) 識別しやすい段の色																																					
		(3) つまづきにくい構造																																					
	3 傾斜路	(1) 手すりの設置																																					
		(2) 識別しやすい段の色																																					
(3) 両側に5cm以上の側壁等の設置																																							
移動等円滑化経路	1 階段又は段の禁止																																						
	2 出入口	(1) 幅80cm以上																																					
		(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸																																					
		(3) 戸の前後の高低差の禁止																																					
	3 廊下等	(1) 幅160cm以上又は120cm以上																																					
		(2) 車いすの転回に支障がない場所の設置																																					
		(3) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸																																					
	4 傾斜路	(4) 戸の前後の高低差の禁止																																					
		(1) 幅120cm以上又は90cm以上																																					
		(2) 勾配1/12以下又は1/8以下																																					
(3) 踊場の設置																																							

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29								
		医療施設	薬局	興行施設	集会場	展示施設	物品販売業を営む店舗	卸売市場	宿泊施設	社会福祉施設等	体育施設	遊興施設	文化施設	公衆浴場	飲食店	理容所及び美容所	金融機関等の施設	通信施設	公共交通機関間の施設	サービス業を営む店舗等	公衆便所	駐車場	官公庁の施設	事務所	火葬場	学校等	共同住宅・寄宿舍等	工場等	観光施設	公共用歩廊	複合施設							
		病院・診療所	薬局	劇場・映画館・観覧場及び演芸場等	公民館・冠婚葬祭施設・研修施設	展示場・資料館等	百貨店・マーケット等物品販売業を営む店舗・給油取扱所	卸売市場	旅館業（下宿営業を除く）の施設	老人福祉施設・有料老人ホーム・障害者支援施設・児童福祉施設・隣保館等	体育館・水泳場・ボウリング場・ゴルフ場・スケート場及びスポーツの練習場等	ばちんこ屋・カラオケボックス等	図書館・博物館等	公衆浴場	食堂・レストラン・喫茶店等飲食業を営む店舗	理容所・美容所	各種金融機関の事務所若しくは営業所	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所若しくは営業所	鉄道の旅客駅・港湾旅客施設・バスターミナル	貸屋・クリーニング所・貸衣装屋・旅行代理店・飼育動物診療施設・学習塾等	公衆便所	一般の用に供する自動車駐車施設	国・地方公共団体・土地開発公社・観光開発公社	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く）	火葬場	学校・専修学校・各種学校自動車教習所・公共職業能力開発施設等	共同住宅・寄宿舍等	工場・研究所等	観光案内所・その他の観光施設	公共用歩廊	1から29までに掲げる施設が複合的に存在する施設							
特別特定施設の規模要件(単位:㎡)		0	100	500	0	1000	300	500	0	500	500	0	0	300	50	0	0	0	100	0	500	0	1000	0	0	30戸 30室	3000	0	0	1000								
移動等円滑化経路	項目	整備基準																																				
	エレベーター	(1) 利用居室等がある階及び地上階への停止																																				
		(2) かが及び昇降路の出入口の幅80cm以上																																				
		(3) かごの奥行き135cm以上																																				
		(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上																																				
		(5) 乗降ロビーの高低差の禁止																																				
		(6) かが内及び乗降ロビーにおける制御装置の設置																																				
		(7) かが内における停止階及び現在位置の表示装置の設置																																				
		(8) 乗降ロビーにおける到着するかがの昇降方向の表示装置の設置																																				
		(9) 1,000㎡以上の場合の構造																																				
		(10) 2,000㎡以上の場合の構造																																				
	の昇降機	(1) エレベーターの構造																																				
		(2) エスカレーターの構造																																				
	敷地内の通路	(1) 幅160cm以上又は120cm以上																																				
(2) 車いすの転回に支障がない場所の設置																																						
(3) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸																																						
(4) 戸の前後の高低差の禁止																																						
(5) 排水溝の設置の禁止																																						
(6) 傾斜路の構造																																						
案内設備	1 案内設備の設置																																					
	2 視覚障害者に示すための設備の設置																																					
案内設備までの経路	1 視覚障害者を誘導する設備の設置																																					
	2 車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設																																					
	3 段又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設																																					

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29						
		医療施設	薬局	興行施設	集会場	展示施設	物品販売業を営む店舗	卸売市場	宿泊施設	社会福祉施設等	体育施設	遊園施設	文化施設	公衆浴場	飲食店	理容所及び美容所	金融機関等の施設	通信施設	公共交通機関間の施設	サービス業を営む店舗等	公衆便所	駐車場	官公庁の施設	事務所	火葬場	学校等	共同住宅	工場等	観光施設	公共用歩廊	複合施設					
		病院・診療所	薬局	劇場・映画館・観覧場及び演芸場等	公民館・冠婚葬祭施設・研修施設	展示場・資料館等	百貨店・マーケット等物品販売業を営む店舗・給油取扱所	卸売市場	旅館業（下宿営業を除く）の施設	老人福祉施設・有料老人ホーム・障害者支援施設・児童福祉施設・隣保館等	体育館・水泳場・ボウリング場・ゴルフ場・スケート場及びスポーツの練習場等	ばちんこ屋・カラオケボックス等	図書館・博物館等	公衆浴場	食堂・レストラン・喫茶店等飲食業を営む店舗	理容所・美容所	各種金融機関の事務所若しくは営業所	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所若しくは営業所	鉄道の旅客駅・港湾旅客施設・バスターミナル	貸屋・クリーニング所・貸衣装屋・旅行代理店・飼育動物診療施設・学習塾等	公衆便所	一般の用に供する自動車駐車施設	国・地方公共団体・土地開発公社・観光開発公社	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く）	火葬場	学校・専修学校・各種学校自動車教習所・公共職業能力開発施設等	共同住宅・寄宿舍等	工場・研究所等	観光案内所・その他の観光施設	公共用歩廊	1から29までに掲げる施設が複合的に存在する施設					
		特別特定施設の規模要件(単位:㎡)																																		
項目	整備基準	0	100	500	0	1000	300	500	0	500	500	0	0	300	50	0	0	0	100	0	500	0	1000	0	0	30戸 30室	3000	0	0	1000						
浴室	1 出入口	(1) 幅80cm以上																																		
		(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸																																		
		(3) 戸の前後の高低差の禁止																																		
客席	2 手すりの設置																																			
	3 操作が容易な給水栓の設置																																			
	1 車いす使用者用客席部分及び集団補聴装置の設置																																			
	2 車いす使用者用客席部分	(1) 幅90cm以上、奥行き110cm以上																																		
	(2) 平坦で滑りにくい材料による仕上げ																																			
	(3) 水平な床																																			
	(4) 表示																																			
	3 通路	(1) 幅120cm以上																																		
	(2) 高低差がある場合の構造																																			
	4 出入口に近い位置への設置																																			
授乳所等	1 乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置									2													3													
	2 手洗い設備の設置									2														3												
	3 給湯器の設置									2														3												
	4 いすの設置									2														3												
客室	1 出入口	(1) 幅80cm以上																																		
		(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸																																		
		(3) 戸の前後の高低差の禁止																																		
	2 十分な床面積の確保																																			
	3 便所	(1) 車いす使用者用便所の構造																																		
	(2) 洗面器の構造																																			
	(3) 出入口の構造																																			

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
		医療施設	薬局	興行施設	集会場	展示施設	物品販売業を営む店舗	卸売市場	宿泊施設	社会福祉施設等	体育施設	遊園施設	文化施設	公衆浴場	飲食店	理容所及び美容所	金融機関等の施設	通信施設	公共交通機関の施設	サービス業を営む店舗等	公衆便所	駐車場	官公庁の施設	事務所	火葬場	学校等	共同住宅	工場等	観光施設	公共用歩廊	複合施設	
		病院・診療所	薬局	劇場・映画館・観覧場及び演芸場等	公民館・冠婚葬祭施設・研修施設	展示場・資料館等	百貨店・マーケット等物品販売業を営む店舗・給油取扱所	卸売市場	旅館業（下宿営業を除く）の施設	老人福祉施設・有料老人ホーム・障害者支援施設・児童福祉施設・隣保館等	体育館・水泳場・ボウリング場・ゴルフ場・スケート場及びスポーツの練習場等	ばちんこ屋・カラオケボックス等	図書館・博物館等	公衆浴場	食堂・レストラン・喫茶店等飲食業を営む店舗	理容所・美容所	各種金融機関の事務所若しくは営業所	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所若しくは営業所	鉄道の旅客駅・港湾旅客施設・バスターミナル	貸屋・クリーニング所・貸衣装屋・旅行代理店・飼育動物診療施設・学習塾等	公衆便所	一般の用に供する自動車駐車施設	国・地方公共団体・土地開発公社・観光開発公社	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く）	火葬場	学校・専修学校・各種学校自動車教習所・公共職業能力開発施設等	共同住宅・寄宿舍等	工場・研究所等	観光案内所・その他の観光施設	公共用歩廊	1から29までに掲げる施設が複合的に存在する施設	
		特別特定施設の規模要件(単位:㎡)																														
		0	100	500	0	1000	300	500	0	500	500	0	0	300	50	0	0	0	100	0	500	0	1000	0	0	30戸 30室	3000	0	0	1000		
項目	整備基準																															
客室	4 浴室	(1) 出入口の構造																														
		(2) 手すりの設置																														
		(3) 操作が容易な給水栓の設置																														
更衣室及びシャワー室	1 出入口	(1) 幅80cm以上																														
		(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸																														
		(3) 戸の前後の高低差の禁止																														
	2 十分な床面積の確保																															
レジ通路及び改札口	3 手すりの設置																															
	4 操作が容易な給水栓の設置																															
案内板	1 読みやすい文字等による表示																															
	2 点字等による表示																															
標識	1 見やすい位置の設置																															
	2 容易に識別できる表示																															

1 特別支援学校:

2 母子福祉施設:

3 保健所及び市町村保健センター: